**早稲田大学法学部学生自治会規約改正案**

≪前文≫

~~一九七一年四月一日、我々早稲田大学法学部学生は、全体の合意により、ここに早稲田大学法学部学生自治会規約を制定する。本規約は、日本国憲法の民主的な精神においては究極的には一致するものである。我々は平和・民主主義・自由を守り、学問の独立を擁護し、学問研究の自主的な発展を目指し、健康で文化的な学生生活を実現することを目的とする。我々は本規約の基き、以上の目的を達成する為に、早稲田大学全学友の団結を強化し、全国の全ての学友の統一と団結を築き上げつつ、生き生きとした自主的民主的自治会活動を遂行することを宣言する。~~

→われら早稲田大学法学部生は、全体の総意により学生会を形成し、ここに規約を確定する。

第一章総則

第一条〔名称〕

~~本会は早稲田大学法学部学生自治会と称する。~~

→本会は早稲田大学法学部学生会と称する。

第二条〔会員〕

本会は早稲田大学法学部学生をもって構成する。

~~第三条〔他団体への加入〕~~

~~本会が本会以外の団体に加入するためには、自治委員総会に於て自治委員定数二分の一以上の在席の下に三分の二以上の賛成を必要とする。但し継続している場合、その団体から脱退するや否やは、自治委員総会に於て自治委員定数二分の一以上の在席の下に三分の二以上の賛成により決定することができる。~~

→第三条〔目的〕

本会は、学生生活の改善・充実を目的とする。

~~第二章　クラス自治会~~

→第二章　クラス

第四条〔構成〕

第一項

~~各語学クラスに編成された会員によりクラス自治会を構成する。但し、三・四年に関しては、基本的に法学演習（ゼミ）のクラスによりクラス自治会を構成する。~~

→各語学クラスに編成された会員によりクラスを構成する。ただし、三・四年生に関しては、基本的に主専攻法学演習（ゼミ）の会員によりクラスを構成する。

第二項

~~法学演習（ゼミ）を取っていない三・四年生及び五年生以上は、法学部学生自治会執行委員会への届け出により、クラス自治会を構成できる。但し、十五名以上で構成することを要する。~~

→主専攻法学演習（ゼミ）を履修していない三・四年生及び五年生以上は、法学部学生会執行部への届け出により、クラスを構成できる。ただし、十五名以上で構成することを必要とする。

第五条〔目的〕

~~クラス自治会は、会員相互の親睦をはかり、あわせて本会の目的を達成する。~~

→クラスは、会員相互の親睦をはかり、あわせて本会の目的を達成する。

~~第六条〔自治委員〕~~

→第六条〔クラス委員〕

第一項

~~クラス自治会より自治委員を選出する。但し、再選はこれを妨げない。~~

→クラスによりクラス委員を選出する。ただし、再選はこれを妨げない。

第二項

~~自治委員の任期は一年間とする。但し、任期半ばに改選された自治委員は、その残留期間とする。~~

→クラス委員の任期は一年間とする。ただし、任期半ばに改選されたクラス委員の任期は、その残留期間とする。

第三項

~~一年生の自治委員の選出に際しては、自治会構成及び規約の説明をなす為に執行委員会の立ち合いを原則とする。~~

→クラス委員の選出に際しては、学生会の構成および規約の説明を行うために執行部の立ち合いを原則とする。

【以下、省略】